

約款変更点一覧

	変更前	変更後	変更事項
変更内容	<p>第1章 総則 (約款の変更)</p> <p>第2条 会社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の放送サービス契約約款によります。</p>	<p>第1章 総則 (約款の変更)</p> <p>第2条 会社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の放送サービス契約約款によります。なお、会社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。</p>	追加
	<p>第8章 雑則 (解約)</p> <p>第32条</p> <p>2 <追加></p> <p>3 <追加></p>	<p>第8章 雑則 (解約)</p> <p>第32条</p> <p>2 前項による解約の場合、会社は、会社に帰する契約者回線に係る電気通信設備等の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有、占有する敷地、構築物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。</p> <p>3 加入者は、契約を解約した時は、貸与した機器を別に会社の定める方法にて1ヶ月以内に会社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、加入者は別表に定める損害賠償金を会社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。</p>	追加
	<p>第8章 (解除)</p> <p>第33条</p> <p>4 <追加></p> <p>5 <追加></p> <p>6 <追加></p> <p>7 <追加></p> <p>8 <追加></p>	<p>第8章 (解除)</p> <p>第33条</p> <p>4 会社は、会社又は加入者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる会社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替事案が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合は、会社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。</p> <p>5 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受けている加入者については、集合住宅契約が終了した場合、加入契約も当然に終了するものとします。この場合は、会社は、そのことを、事前に加入者に通知するものとします。</p> <p>6 会社は、会社の従業員及び利害関係者に対する加入者の要求が妥当性を欠くと判断した場合や、加入者の要求を実現するための手段及び態様が社会通念上不相当であると判断した場合、会社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないときに、加入契約を解除することがあります。</p> <p>7 会社は、前6項により加入契約を解除しようとする場合、あらかじめ加入者にその旨を通知します。ただし、会社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、サービスの提供を停止すること、また、催告をしないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。</p> <p>8 加入者は、契約が解除されたときは貸与した機器を別に会社の定める方法にて1ヶ月以内に会社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、加入者は別表に定める損害賠償金を支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。</p>	追加
	<p>付則</p> <p>2 <追加></p>	<p>付則</p> <p>2 この約款は、2025年3月1日より施行します。</p>	追加